

化学物質による中毒災害の災害調査の概要(平成19年度以降受理分)の補足

参考2-2

○ 労働者教育及び容器等への適切な表示がなされていれば防ぐことができた災害の例

発生日	原因化学物質	業種	災害発生状況	災害の当事者のプロフィール、化学物質管理の概要等	疾病の程度
平成19年4月	塩素ガス	病院	人工透析装置の洗浄作業中、酸性洗浄剤の取扱いを誤り、次亜塩素酸ナトリウムの容器に注入。塩素ガスが発生した。	当事者(被災者)は病院の技師で経験1年。作業指示は口頭のみ。化学物質の危険有害性に係る安全衛生教育は実施されていない。MSDS活用されていない。	休業3日
平成19年4月	塩化亜鉛	造船業	表示のないペットボトルに入った塩化亜鉛水溶液を誤飲。自分で化学物質を入れたペットボトルを棚に置き、忘れてお茶と間違ったもの。	当事者(被災者)は造船所の下請け業者の正社員で経験8年。	休業4日
平成19年7月	規制外の化学物質(HFC-43-10mee)	電子機器部品製造業	携帯電話用の回転スイッチに防油用薬品を塗布する自動装置から使用済みのHFC-43-10meeをドレーンコックから抜き取りトレイに、トレイから空き缶に移し替える作業中、蒸気を吸引し、急性中毒となった。移し替え作業は当日初めてであり、親会社の担当者が行った模範作業に従って作業を行った。防毒マスクは着用していなかった。	当事者(被災者)は経験9か月のアルバイト。作業標準なし。化学物質の危険有害性に係る安全衛生教育は実施されていない。MSDSは労働者に周知されていなかった。	休業10日
平成19年8月	塩素ガス	小学校	小学校のプール用消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムタンクに誤ってポリ塩化アルミニウムを入れたため塩素ガスが発生。	当事者(被災者)は教員。消毒剤の管理は保健教諭が行い、取扱いは講習を受けた者が行うこととなっていたが、実際は消毒剤が切れた時にたまたま居合わせた教員が補充していた。当事者の取扱い経験はごく少なく、当該シーズンは初めて。当事者は取扱いのための講習を受けていなかった。	休業1日

平成20年2月	塩素ガス	食品検査業	冷蔵庫内に5～10年間保存されていた容器内の次亜塩素酸塩類を、内容物未確認のまま酸性廃液の入った容器に廃棄後、塩素ガスが発生し、急性中毒となった。	当事者(被災者)は検査技師で経験10年。	休業17日
平成20年6月	規制外の化学物質(クロロピクリン)	廃棄物処理業	金属リサイクル処理施設においてクロロピクリンの空き缶(商品名クロピク80の表示あり)のプレス作業を行っていたところ、残留物による急性中毒となった。	当事者(被災者)は経験10年。正社員。	休業1日
平成20年7月	塩素ガス	食料品製造業	ポリ塩化アルミニウムの容器を開けたところ、塩素ガスが発生し急性中毒になった。同じ職場で別の容器に次亜塩素酸ナトリウムを取り扱っており、それぞれの容器に表示は無かったことから、誤って2つの物質が混じったものと推測される。	当事者(被災者)は経験4年。正社員。作業標準なし。化学物質の管理責任者は選任されていない。化学物質の危険有害性に係る安全衛生教育は実施されていない。	休業3日
平成20年11月	塩素ガス	食料品製造業	殺菌水を生成する装置に次亜塩素酸ナトリウム溶液を補充しようとし、誤って塩酸を投入し、塩素が発生した。2つの物質とも、ポリタンクには内容物の表示がなかった。	当事者(被災者)は経験2年。正社員。次亜塩素酸ナトリウムの取扱い担当者の1人だったが、化学物質の危険有害性に係る安全衛生教育は実施されていない。事務長が衛生管理者だった。	休業7日まで 14人被災
平成21年1月	塩素ガス	温泉業	ポリ塩化アルミニウムをポリタンクに注入しようとしたところ、誤って次亜塩素酸ナトリウムを注入し、塩素ガスが発生し、急性中毒となった。2つの物質が入ったには商品名が表示されていたが、外観が似ていた。	当事者(被災者)は設備管理の経験8年。正社員。作業標準なし。	休業1日
平成21年1月	塩素ガス	解体工事業	ゴミ焼却炉解体工事現場において化学物質の収集作業を行っていたところ、次亜塩素酸塩類とポリ塩化アルミニウムを混合し、塩素ガスが発生し、急性中毒となった。2つの物質が入ったには表示がなく、形状も似ていた。	当事者(被災者)は解体工の経験2年。特化物作業主任者の資格者に作業指揮をさせていた。化学物質の危険有害性に係る安全衛生教育は実施していた。	休業1日